

第 55 回スーパーマーケット・トレードショー2021 山形県ブース
出展事業者研修実施業務 企画提案募集要領

1. 趣 旨

第 55 回スーパーマーケット・トレードショー2021「山形県ブース」の出展にあたり、出展事業者の営業力向上を図るとともに、成約向上につなげるため研修事業を実施するもの。

2. 委託内容

「第 55 回スーパーマーケット・トレードショー2021」における山形県ブース出展事業者に対する研修業務一式（別紙仕様書のとおり）

3. 委託上限額

1,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4. 委託業務期間

契約期間：契約締結の日～令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

5. 応募者の資格

上記 2 に掲げる業務を仕様書に基づき的確に遂行する能力を有する事業者であって、提案した内容について、やまがた食産業クラスター協議会からの電話、電子メールなどによる質問等に対して迅速に対応できること。

また、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう、以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は間接的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している

こと。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(3) 過去5年以内に、食品の販路開拓・拡大等に関する業務を履行した実績を有すること。

(4) 山形県ブース出展事業者等関係者と緊密に連絡調整を取れる体制を整えていること。

6. 参加申込に係る事項

(1) スケジュール（予定）

時 期	内 容
令和2年 9月28日（月）	実施要領等に関する質問書受付期限
令和2年10月 2日（金） 17時	参加申込書提出期限
令和2年10月14日（水） 17時	企画提案書・経費見積書提出期限
令和2年10月下旬	審査結果通知

(2) 実施要領等に関する質問について

① 質問方法

質問事項がある場合は、実施要領等に関する質問書（様式第1）にて電子メール又はFAXにより提出すること。

なお、電話又は来訪による口頭での質問並びに提案に係る記載方法及び記載内容等については受け付けない。

② 回 答

回答については質問者に対し電子メールまたはFAXにて連絡する他、必要に応じてやまがた食産業クラスター協議会ホームページ（<http://y-cluster.jp/>）に回答を掲載する。

(3) 参加申込について

企画提案に参加する者は、次のとおり書類を提出すること。

項 目	内 容
提出書類	参加申込書（様式第2）、会社概要及び類似事業受注実績（様式第3）
提出部数	各1部
提 出 先	10. 問合せ及び各種書類の提出先
提出方法	郵送又は持参

(4) 企画提案書の提出について

上記（3）の参加申込書を提出した者は、次のとおり書類を提出すること。

項 目	内 容
提出書類	①企画提案書（様式第4） ※ サイズは日本工業規格A4とし、ページを付すこと。 ②経費見積書（任意様式）
提出部数	各10部（正本1部、副本9部）

提出先	10. 問合せ及び各種書類の提出先
提出方法	郵送又は持参 ※ 郵送の場合は、書留とすること。 ※ 持参の場合は、月曜日から金曜日（土日・祝日を除く）の9時から17時までとする。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、当該企画提案の内容どおりに実施するものではなく、やまがた食産業クラスター協議会との協議により実施内容を決定する。 ・ より具体的な企画となるよう、問合せのあった事業者に対し、出展予定企業の情報及び研修内容の希望等に関する事前アンケート結果を提供する。 ※ 情報提供を希望する事業者は、「10. 問合せ及び各種書類の提出先」に問合せること。

7. 企画提案に関する注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎてから書類が提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 実施要領に違反すると認められる場合
- ・ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 著作権、特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

(3) 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、提出期限後の差替え及び再提出は認めない。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出など、企画提案に要する経費等は全て提案者の負担とする。

(5) その他

提案者は参加申込書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。

8. 審査に係る事項

(1) 審査方法

審査はやまがた食産業クラスター協議会が組織する審査会が行い、企画提案書による書類審査を実施し、契約候補者を選定する。

なお、提案者が1者のみである場合でも、提案内容について目的を十分に達成できるものであると判断できる場合は、当該者を契約候補者として選定する。

(2) 審査項目・審査の視点

審査項目	審査の視点	配点	係数
実施方針	・実施方針は、本事業の目的に合っているか。 ・事業内容に関する理解度はあるか。	5	1
事前研修会① 実施業務	・企画内容は、成果が期待できる内容か。	5	6
事前研修会② 実施業務	・同上	5	3
事後研修会 実施業務	・同上	5	6
参考提案	・業務全体に対する参考提案があるか。また、その内容及び手法は適切か。	5	2
実施体制	・企画内容を遂行できる実施体制があるか。 ・業務に必要な知識、ノウハウ、経験等を有しているか。 ・オンライン上での開催となった場合でも対応可能か。	5	1
経 費	・所要経費の積算は企画内容に関して妥当か。	5	1

9. 契約の締結

審査結果に基づき、最も優れた提案を行ったと認められた提案者と業務委託の契約に向けた手続きを行う。

仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、契約候補者とやまがた食産業クラスター協議会との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合はその選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行い、契約を締結するものとする。当該審査会で次点となった者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合も同様とする。

10. 問合せ及び各種書類の提出先

やまがた食産業クラスター協議会 堀川

電 話 : 023-679-5081

F A X : 023-679-5082

E-Mail : food4@y-cluster.jp